

東京大学宇宙線研究所共同研究員規程

平成16年10月13日 改定

平成元年9月14日 制定

第1条 東京大学宇宙線研究所（以下「研究所」という。）における共同研究員の受入れに関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 共同研究員とは、大学及び国公立の研究機関に所属する研究者並びにその他これらに準ずる研究者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 研究所が行う共同利用研究の公募に応じ、研究課題が共同研究として採択された研究者

ただし、応募に際しては、各研究者の所属機関長の承諾を得てから応募書類を提出しなければならない。

二 研究所の要請に応じて、共同研究を行う研究者

第3条 共同研究の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4条 共同研究を行うにあたっては、研究代表者を置かなければならない。

研究代表者は、研究所外の研究者であっても、研究所の教員であっても差し支えない。ただし、代表者は常勤者に限る。

2 研究代表者は、研究計画の取りまとめを行うとともに、共同研究の推進に関し責任をもつものとする。

3 研究代表者は、共同研究の所属研究部の部主任と協議のもとに、共同研究を遂行しなければならない。

4 研究代表者は、当該年度の終了後速やかに、当該共同研究について研究状況及び研究成果を記載した報告書を、研究所の各部主任を通じ、所長あて提出しなければならない。

第5条 共同研究員は、共同研究を行うにあたって、研究所の定める規定を遵守しなければならない。

第6条 共同研究員には、別に定めるところにより予算の範囲内で旅費を支給することができる。

第7条 共同研究員が、共同研究の成果を発表するときは、研究所に採択された共同研究である旨を明示しなければならない。

第8条 共同研究員は、当該共同研究のために、研究所の共同研究に供する施設、設備、文献等を利用することができる。

附 則

この規程は、平成元年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月13日から施行する。